

タイトル

【メールマガジン：茨城県都市計画課】集約と連携のまちづくりを進めーる便 Vol.58

集約と連携のまちづくりを進めーる便 Vol.58

(担当部署が異なる場合は、お手数ですが転送をお願いいたします。)

R6.12.2 配信

茨城県都市計画課では、「集約と連携のまちづくりを進めーる便」により、まちづくり推進のため最新の国の動きや県内のまちづくり状況、立地適正化計画の作成等に関する情報を県内市町村へ発信しております。

今年度2回目の配信となるVol.58では、主に立地適正化計画の「防災指針」について、ご案内いたします。防災指針は、災害に強いまちづくりに向けて定めるもので、災害リスクの抽出や、これに基づく都市機能誘導区域・居住誘導区域の設定などによるソフト対策を計画的に進めることで、災害リスクを回避あるいは低減させることができます。立地適正化計画を未作成の市町村や、立地適正化計画を作成済であっても防災指針を記載していない市町村については、実際に作成・変更する際に少しでも参考になると幸いです。

1.「防災指針」とは？

立地適正化計画において、災害リスクを踏まえた誘導区域を設定し、災害に強いまちづくりと都市のコンパクト化を併せて進めることが重要である。防災指針は、災害リスクを踏まえた課題を抽出し、防災に向けた具体的な取組を位置付けるものことである。

2.「防災指針」記載の効果について

激甚化する自然災害により、市街地では大きな被害を受け、各地で復旧・復興作業が実施されている。災害が発生するところした事後対策が取られることになるが、本来、防災においては、事前対策により被害を軽減し、早期復旧できるようにすることが重要である。

立地適正化計画の防災指針は、**災害が起きてからの事後対策ではなく、災害リスク情報に基づく事前対策を検討**するものであり、都市計画が事前防災型まちづくりへ転換する第一歩となる。

3.都市再生特別措置法での「防災指針」の位置付けについて

立地適正化計画に防災指針の記載が追加されたのは、**令和2年9月**の都市再生特別措置法の改正によるものである。

【法改正の経緯】

災害が頻発・激甚化する傾向にある中で、洪水、雨水出水、津波、高潮による浸水エリアは広範囲かつ、すでに市街地が形成されており、居住誘導区域から全て除外することは困難である。地震においても同様に、影響エリアを全て除外することは困難である。これらのことから、居住誘導区域の災害リスクをできるだけ回避・低減するため、必要な防災・減災対策を計画的に実施することが求められた。

【法の抜粋（防災指針）】

都市再生特別措置法第 81 条 2 項

立地適正化計画には、その区域を記載するほか、**おおむね次に掲げる事項を記載するもの**とする。

五 居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針（以下この条において「**防災指針**」という。）に関する事項

六 第 2 号若しくは第 3 号の施策、第 4 号の事業等又は**防災指針**に基づく取組の推進に関連して必要な事項

4.防災指針検討の流れについて

防災指針における主な検討項目は以下の 6 項目である。

- ・災害ハザード情報等の収集、整理
- ・災害リスクの高い地域等の抽出
- ・地区ごとの防災上の課題の整理
- ・地区ごとの課題を踏まえた取組方針の検討
- ・防災指針に基づく具体的なハード・ソフトの取組の検討
- ・取組スケジュールと目標値の検討

5.居住誘導区域内に災害ハザードを含む市町村について

市町村によっては、まちの中心部や各種整備が行われてきた区域における災害リスクが高いことが想定される。これらの区域は、今後のまちづくりを進めていく上で居住誘導区域から外すことが困難な場合がある。

その場合、ハードやソフト対策の徹底を前提に、災害リスクをある程度許容しながら居住誘導区域の設定を行っている市町村も存在する。

6.居住誘導区域内に災害ハザードを含まない市町村について

県内の市町村によって災害リスクは異なり、居住誘導区域内に災害ハザードをほとんど含まない市町村もある。そのような市町村においても、一般的に、**地震被害への対応などを考慮すると、何も災害のおそれがないという状況は考えづらい**ため、居住誘導区域内で必要となる防災・減災対策を記載して頂きたい。

7.他の防災関連の計画との違いについて

都市計画運用指針において、防災指針の作成にあたっては、地域防災計画や国土強靱化地域計画との整合性が図られるべきとして考え方が示されている。

これらの防災関連の計画と整合を図ったうえで、防災指針では、**居住誘導区域内の災害リスクをできる限り回避・低減させるために必要な防災・減災対策**を位置づけて頂きたい。

8.立地適正化計画は作成済で、防災指針の記載がない市町村について

防災指針は、誘導区域と同様に「**立地適正化計画におおむね記載する事項**」であり、想定される災害を踏まえ、居住誘導区域と併せて定めることが基本である。

しかし、防災指針制度の創設以前に立地適正化計画を作成・公表していた等により、防災指針の記載がない市町村もある。その場合は、できるだけ早期に定めていただくことが望ましく、**少なくともおおむね5年毎の「調査、分析、評価」の際には、防災指針を定めて頂きたい。**

参考資料

- ・立地適正化計画の手引き【基本編】（令和6年4月版）

https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/content/001741220.pdf

- ・立地適正化計画の手引き【Q&A編】（令和6年4月版）

https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/content/001738454.pdf

- ・JICE REPORT 第39号「立地適正化計画における防災指針を活用した事前防災型まちづくりの提案」,pp.18,JICE,2021年

https://www.jice.or.jp/cms/kokudo/pdf/tech/reports/39/jice_rpt39_05.pdf

- ・防災指針の検討に関する事例集【九州地方整備局】（令和5年1月）

https://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/city/fukko/bousai_jireisyuu.pdf